

お客さま各位

小田原第一信用組合

各種預金規定等の改定について

平素は、小田原第一信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度、当組合は、手形・小切手の振出期限の設定および他行が支払地となる手形・小切手の預金入金受付停止に伴い、各種預金規定を改定いたします。あわせて、口座の適切な管理等に関する条文の新設および条文の整備を行います。

記

1. 改定する規定

- ① 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ② 貯蓄預金規定
- ③ 納税準備預金規定
- ④ 自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）
- ⑤ 自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）
- ⑥ 自由金利型定期預金規定（大口定期）
- ⑦ 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）
- ⑧ 期日指定定期預金規定
- ⑨ 自動継続期日指定定期預金規定
- ⑩ 変動金利定期預金規定
- ⑪ 自動継続変動金利定期預金規定
- ⑫ 定期積金規定

2. 運用開始日 令和 8 年 10 月 1 日（木）

3. 改定内容 以下のとおり、条文を変更いたします。

改定後	改定前
①普通預金（無利息型普通預金を含む）規定	
2. （証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （2）～（5）省略	2. （証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <追加> （2）～（5）省略

改定後	改定前
②貯蓄預金規定	
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 (2) ～ (5) 省略	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。＜追加＞ (2) ～ (5) 省略
③納税準備預金規定	
2. (証券類受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 (2) ～ (5) 省略	2. (証券類受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。＜追加＞ (2) ～ (5) 省略
④自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
2. (証券類の受入れ) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	2. (証券類の受入れ) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。＜追加＞
⑤自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
2. (証券類の受入れ) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	2. (証券類の受入れ) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。＜追加＞
⑥自由金利型定期預金規定（大口定期）	
2. (証券類の受入れ) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	2. (証券類の受入れ) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。＜追加＞
⑦自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）	
2. (証券類の受入れ)	2. (証券類の受入れ)

改定後	改定前
小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <追加>
⑧期日指定定期預金規定	
2.（証券類の受入れ） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	2.（証券類の受入れ） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <追加>
⑨自動継続期日指定定期預金規定	
3.（証券類の受入れ） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	3.（証券類の受入れ） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <追加>
⑩変動金利定期預金規定	
2.（証券類の受入れ） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	2.（証券類の受入れ） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <追加>
⑪自動継続変動金利定期預金規定	
2.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （２）省略	2.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <追加> （２）省略
⑫定期積金規定	
2.（証券類の受入れ） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	2.（証券類の受入れ） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <追加>

以上